インフルエンザ治癒報告書

果只都立竹早尚等字仪长 殿	年	組 氏名		
下記の疾患について、合和 年 月	<u>日</u> に発症し、	月	<u>日</u> に医師の診断を受けまし	た。
<u>月</u> に解熱したため、 <u>月</u> 口	から <u>月</u>	且まで欠席	させていましたが、	
登校させますので、ご連絡いたします。				
疾患名:				
受診した医療機関名:				
電話番号:				
<u>-</u>	<u> </u>	月 日		
		保護者名	印	

- <注>①医療機関の受診が証明できるもの(薬剤情報提供文書や領収書など)の写しを合わせてご提出ください。
 - ②「発症」とは、「発熱」が目安になります。発熱した日の翌日を第1日として算定します。(下記参照)
 - ③必ず保護者が記入・押印してください。
 - ④病状等によっては、医師の治癒証明書を提出して頂く場合があります。
 - ⑤速やかに学級担任に提出してください。

【インフルエンザの出席停止期間について】

学校保健安全法第19条に基づき、インフルエンザに罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。 インフルエンザの出席停止基準は「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。

_										
		発症日	症日 発症後 発症後							
例		0 日目	1日目	2 日目	3 日目	4日目	5 日目	6 日目	7日目	8日目
1	発症後1日目に	発熱	解熱	解熱後	解熱後	発症後	発症後	登校可能		
	解熱(最低基準)	出席停止期間		1日目	2日目	4日目	5日目			
2	発症後2日目に	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	発症後	登校可能		
	解熱	出席停止期間			1日目	2日目	5日目			
3	発症後3日目に	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能		
	解熱	出席位	1. 期間			1月目	2日目			
4	発症後4日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能	
	解熱	出席停止期間					1 日目	2日目		
5	発症後5日目に	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能
	解熱	出席位	事止期間					1日目	2日目	

その後は解熱した日によって出席停止期間が順次延長されていきます。